第三十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第三十二条第二項中「別表六(二十九)」を「別表六(三十一)」に、「及び別表十六㈠」を「、別表十六㈠」に改め、「別表十七(三の六まで」の下に「及び別表十七(三の八から別表十七(三の十二付表まで」を加える。

第三十四条第二項中「別表六(二十九)」を「別表六(三十一)」に改める。

第三十七条第三項第一号中「に掲げる」を「及び第九号に掲げる」に改め、同項に次の六号を加える。

三　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年財務省令第二十六号）附則第二十二条第二項（連結法人の準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の四十七第十三項第六号（特定災害防止準備金）に掲げる事項

四　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第二十八号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の六十九第七項第七号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

五　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第三十号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の六十九第六項第七号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

六　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）附則第二十六条（連結法人の新幹線鉄道大規模改修準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の四十九第七号（新幹線鉄道大規模改修準備金）に掲げる事項

七　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の六十九第六項第七号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

八　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）附則第十五条（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の六十九第六項第七号及び第八項第七号に掲げる事項

第三十七条の八第二項中「から別表十八の二付表三まで」を削り、「これらの表」を「同表」に改める。

第三十七条の九第二項中「別表六(二十八から別表六の二(二十四付表まで」を「別表六(三十から別表六の二(二十六まで」に改め、「別表十七(三の六まで」の下に「、別表十七(三の八から別表十七(三の十二付表まで」を加える。

第三十七条の十一第二項中「別表三の二付表」を「別表三の二付表三」に、「別表六(二十八から別表六の二(二十四付表まで」を「別表六(三十から別表六の二(二十六まで」に改める。

第六十一条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とする。

第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項中「別表六(二十九)」を「別表六(三十一)」に、「別表十三㈨まで、別表十三(十一)」を「別表十三㈧まで、別表十三(十)」に改める。

別表一㈠の表を次のように改める。